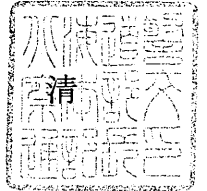


平成 19 年 6 月 1 日

北海道ホームヘルプサービス協議会
会長 村田 節子 様

北海道警察本部
交通部長 明 星



車いす利用者等の交通事故防止について（ご依頼）

謹啓 初夏の候、貴台におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より、交通安全活動の推進に格別なるご理解とご協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、道内におきましては、5月16日以降、連日のように交通死亡事故が発生するなど、5月末現在で93人の方が悲惨な交通事故の犠牲となっております、前年同期に比べてプラス4人となっております。

このような厳しい状況の中で、

- 5月22日、沙流郡日高町の道道において、道路左側を走行していた車いすが後方から走行してきた普通貨物自動車に衝突され、車いすに乗車していた女性（102歳）が死亡し、同車いすを押していた介護ヘルパーの女性（52歳）が重傷を負う

という非常に痛ましい事故が発生しております。

また、5月21日には、札幌市内の道道において、介護ヘルパーの方が業務で軽四乗用自動車を運転中に、道路を横断していた男性（86歳）を跳ね死亡させるという事故も発生しております。

車いす利用者被害の事故は、本年に入ってから初めての発生ではありますが、過去5か年で見えた場合、3名が亡くなり、23人の方が怪我をされている実態にあります。

これからの時期、気候も良くなり、車いすで散歩や買い物などに出かける機会も増えることから、車いす利用者被害の事故の増加が懸念されるところであります。

つきましては、このような事故が再び起こらないように、

- 車いすは、法令上、歩行者扱いとなることから歩道を走行すること
- 歩道、車道の区分のない道路では、道路の右側を走行すること
- 交差点では、必ず一時停止し、左右の安全をよく確認すること
- 安全のため遠回りでも信号機、横断歩道を利用すること
- 夜間の利用は極力避け、自動車から発見されやすいように車いす等に反射材を付けたり、明るい色の服装に心掛けること

などにつきまして、介護ヘルパーの方にご指導していただくなど、車いす利用者の交通事故防止へのご協力をお願いするとともに、介護ヘルパーの皆様も事故の被害者や当事者とならないよう交通安全に関する指導をお願いする次第であります。

時節柄、大変ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、現下の厳しい交通情勢をご賢察いただき、かけがえのない命を守る活動に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴台のますますのご健勝とご発展を心から祈念申し上げます。

敬 白